

## 建設工事入札参加者の皆様へ

平成 24 年 1 月 1 日

(最終改正 令和 4 年 5 月 18 日)

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室

大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室では、低入札価格調査制度で実施する案件について、工事品質の確保と下請け者の保護等の観点から、低入札価格調査基準価格未満で入札した落札候補者には、「大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室低入札価格調査制度実施要領」（以下「実施要領」という。）に基づき調査資料の提出を求めるとともにヒアリング等を実施し、実施要領の失格判断基準に該当する場合は失格としています。

本件は、大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱（建設工事版）第 8 条に規定する「事前調査」の対象案件です。貴社の入札金額が低入札価格調査基準価格を下回った場合は、入札書提出時に添付の工事費内訳書を低入札価格調査資料の一部として取り扱い、この内訳書を用いて、以下の判断基準により事前調査を行いますのでお知らせします。

**事前調査の段階で、落札候補者が提出した工事費内訳書に記載の直接工事費の額が、大阪府公共建築工事積算基準等により大阪府が算出した予定価格の基礎となった直接工事費の額の 87%\* 以上の金額が計上されていない場合は、失格となります。**

**（ただし、機械器具設置工事（昇降機設備工事を含む）、専門工事として発注する消防施設工事及び電気通信工事を除く。）**

\*：直接工事費に 87% を乗じた額に一元未満の額が生じる場合は、一元未満の端数を切り上げた額とする。

（例：大阪府が算出した直接工事費が 321,400,506 円の場合

大阪府が算出した直接工事費の額の 87% は 279,618,441 円となる。）

詳細は、入札公告の交付書類として添付している「大阪府都市整備部住宅建築局低入札価格調査制度実施要領」を参照してください。